

公布された規則のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例の改正に伴い、他人の個人番号を利用して行う事務を処理する者、県の同一の機関内で利用することができる特定個人情報及び県の他の機関へ提供することができる特定個人情報を追加しました。（別表第1～別表第3関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇行政書士法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

行政書士会の会員に関する定例報告事項を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第6条関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇個人情報の保護に関する法律施行令第28条第4項の方法を定める規則

1 制定の理由及び内容

個人情報の保護に関する法律施行令の改正に伴い、保有個人情報が記録されている文書等の写しの送付に要する費用の納付方法を定めました。（本則関係）

2 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

1 廃止の理由及び内容

静岡県個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例の施行のための規則を廃止することとしました。

2 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇建築基準法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

(i) 建築基準法等の改正に伴い、容積率の特例の認定を受ける建築物に係る認定申請書等の添付図書を定めました。（第10条の3、第17条関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡市葵区大岩の県営住宅を廃止することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 自動車等の駐車時の原動機の停止を要しない場合について定めました。（目次、第50条関係）
- (2) 一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示の制定の趣旨を踏まえ、振動に係る特定施設について必要な改正を行いました。（別表第14関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

盛土等許可申請書の添付書類を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第6条関係）

2 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解の改正等に伴い、必要な改正を行いました。

た。

2 内容

- (1) 法人が作成等すべき財務諸表を改めました。(第7条関係)
- (2) 事業報告書の記載事項を改めました。(第8条関係)
- (3) 会計監査人が作成すべき会計監査報告の内容を改めました。(第10条関係)

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

看護職員修学資金の貸与を受けた者の返還債務の免除の条件を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。(第9条関係)

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県看護職員特別修学資金貸与規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

地域保健法の改正に伴い、引用している条項を改めました。(第9条関係)

2 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務について、事務処理の効率化を図るため、必要な改正を行いました。(様式第1号～様式第3号関係)
- (2) 国の特定医療費支給認定実施要綱等の改正の趣旨を踏まえ、性別欄を削りました。(様式第4号、様式第6号～様式第9号関係)

2 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により、新たに知事の権限とされた事務の一部を保健所長に委任することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。(第1条、第2条関係)
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡社会健康医学大学院大学修学資金貸与規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡社会健康医学大学院大学修学資金の貸与を受けることができる者に、博士後期課程に在学する者を加えることとしたこと等に伴い、必要な改正を行いました。（第3条、第9条、第10条、第13条、様式第1号、様式第7号～様式第9号関係）

2 施行期日

この規則は、一部の規定を除いて、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則

1 制定の理由

静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例の制定に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めました。

2 内容

- (1) 指定管理者の指定の申請書等について定めました。（第2条、別記様式関係）
- (2) 指定管理者の事業報告書の記載事項について定めました。（第3条関係）
- (3) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この規則は、令和6年1月1日から施行することとしました。

◇静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 分析等に関する新たな試験の項目を追加することとしたこと等に伴い、その手数料の額を定めるほか、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (2) 静岡県工業技術研究所の業務の見直しに伴い、手数料の項目の一部を削りました。（別表関係）

2 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県工業技術研究所に新たな機器を導入することとしたこと等に伴い、使用料の額を定めるほか、必要な改正を行いました。（別表関係）

2 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。（題名、第1条、第3条、第4条、様式第1号、様式第2号関係）
- (2) 設備等の保守点検を行う時間を確保するため、開所時間を午前9時から午後5時までとしました。（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。